

朝来市

地域協働の指針

令和7年10月
朝来市



目 次

指針の位置づけ・指針の構成	1
1. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働	
（1）朝来市のまちづくりの方向	2
（2）「市民自治」と「参画と協働」	2
（3）地域協働の指針とは	6
（4）朝来市をとりまく状況	6
2. 地域協働の在り方	
（1）地域自治とは	10
（2）区・地域自治協議会・行政の今後の関係性の在り方	12
3. 地域自治協議会の役割と今後の在り方	
（1）求められる役割と事業	19
（2）体制・事務局の在り方	22
（3）財源の在り方	23
（4）拠点や事務所の在り方	23
（5）多様な地域住民と人材の参画に向けた体制や取組	24
（6）区への補完や支援の在り方	26
4. 行政の協働支援、地域住民による自治の支援	
（1）支援機能の構築	28
（2）地域自治協議会への支援	34
（3）区の再編や見直しへの支援	36
（4）市民活動の支援	37
（5）地域に合わせた支援、地域自治協議会との協働のための制度・体制の考え方	38
5. 指針の周知、活用、見直しに向けた取組	
（1）指針の周知、共有	40
（2）指針の内容の具体化	40
（3）指針を活用した地域自治協議会の評価と確認	40
（4）指針に基づく取組の進捗管理	40
（5）指針の見直し	40
6. 今後10年を見据えた暮らしに関わる課題への協働による対応の考え方	
（1）各課題に対する共通の考え方	42
（2）各課題の現状と対応の考え方	42
災害時の安全確保／移動の支援／農地・土地利用／空き家対策・移住者の受け入れ	
資料 指針検討の経過	48

指針の位置づけ

本指針は、平成 20 年 3 月に策定した「朝来市地域協働の指針」をもとに、朝来市の最高規範である「朝来市自治基本条例」第 3 章「参画と協働」（参画と協働の推進）と第 4 章「市民自治」（コミュニティの形成）を踏まえ、広義の市民協働＝「参画と協働」の考え方を整理した上で、特に、地域協働＝地域コミュニティにおける参画と協働として見直し、具体化するものです。

また、地域コミュニティの在り方、地域協働の指針を示す上で必要な市民活動との関係性や重要な方針を含めています。

指針の構成

本指針は、平成 24 年度に取りまとめられた第 3 次分権型地域社会システム検討懇話会の報告や、令和 3 年度に実施した朝来市における地域再生大作戦未実施集落元気度調査及び懇話会の内容、令和 5 年度に実施した小規模集落及び地域自治協議会のヒアリング調査ももとにした朝来市地域コミュニティの在り方懇話会の意見を踏まえ、庁内での協議に基づき構成しています。

なお、現在の社会情勢及び地域情勢を踏まえ、概ね今後 10 年間程度を見据えた内容であり、同時に、地域コミュニティの在り方として、区及び地域自治協議会と行政の関係性、また、それぞれの在り方や取り組むべきことについて、集落で見られる今後の地域や暮らしに関わる課題への対応の考え方を手引的に示したものであることから、具体的な方策やアイデアは書き込まず、方向性や課題等をまとめています。



Ⅰ. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働

(Ⅰ) 朝来市のまちづくりの方向

・総合計画で目指す朝来市の将来像との関係

第3次朝来市総合計画では、朝来市自治基本条例に定めるまちづくりの基本原則「参画と協働の原則」「情報の共有の原則」「自律と共助の原則」を前提とし、市の目指す将来像を「人と人がつながり 幸せが循環するまち～対話で拓く朝来市の未来～」と掲げ、将来像の実現に向けてまちづくりを進めていく上での大切な考え方「市民一人一人が主役」「人と人をつなぐ対話」「未来へのまなざし」として位置づけ、まちづくりに取り組んでいます。

これらの実現に向けては、地域コミュニティを中心とした地域活動とその活動を通じた人と人のつながりが豊かになることが重要かつ必要不可欠であり、本指針によってさらなる地域コミュニティの活性化を図るものです。

(Ⅱ) 「市民自治」と「参画と協働」

① 朝来市自治基本条例における「市民自治」と「参画と協働」の考え方

・朝来市のまちづくりを進める上での最高規範である「朝来市自治基本条例」

平成21年4月に施行した朝来市自治基本条例は、朝来市のまちづくりを進める上での最高規範として位置づけられる条例で、まちづくりに関する基本的なルールを定めています。

「地域で解決できることは地域で取り組む」ことを基本とした地域自治協議会の取組の重要性和、市民から信託を受けている市政運営についても、透明性を確保し、市民の意見を反映しながら、市政を効果的かつ効率的に行うことで、市民の信頼に応えることの重要性が前提となっています。

具体的には、まちづくりを支える市民、市議会及び市長等の役割と責務を明記するとともに、参画と協働の仕組みや市政運営の在り方を定めています。

・「市民自治」の考え方

「市民自治」とは、市民が主体となったコミュニティの形成、地域自治協議会の設立・運営、まちづくり活動、生涯学習によるまちづくりのことであり、朝来市自治基本条例では市民自治によるまちづくりを確立した上で自律した自治体運営を目指しています。

・「参画と協働」の考え方

「参画と協働」は、朝来市自治基本条例におけるまちづくりの基本原則の1つとして定められているものです。市民、市議会及び市長等が対等の関係のもとで連携・協力し、相乗効果を発揮することにより、まちづくりについてより大きな成果を生み出すための取組に対する考え方です。

まちづくりは、主体である市民の意思を反映させて推進することが求められるとともに、市民、市議会及び市長等が対等の関係で目的を共有し、対等な立場で相互理解のもと、協働で進めていくことが求められます。



② 「地域協働」の考え方

・「協働」の定義

「協働」とは、まちづくりの共通目標（福祉、安全、環境保全、文化、教育などの地域課題の解決や地域の活性化等）を達成するために、市民、行政、事業者など地域の複数の主体（組織）が対等の関係でそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、それぞれの役割を担い合いながら相乗効果を発揮することにより、より大きな成果を生み出すための取り組みです。

・「地域協働」の定義

「地域協働」とは、朝来市自治基本条例制定の趣旨にある市民が主体となった「市民自治」のまちづくりや「参画と協働」のうち、区・地域自治協議会・行政の関係性について定義するものです。

朝来市では、自治会を中心として様々な団体や個人が参加する地域自治協議会が「協働」における大きな存在であり、市民活動団体と行政の協働だけでなく、地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公共サービスを、地域自治協議会と行政が協議、役割分担し、地域が主体的に実行していく「地域協働」が引き続き重要となっています。

・「地域協働」の必要性

朝来市においても少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、価値観や暮らし方の多様化、気候変動等も含め、地域が大きく変容しています。

これからも朝来市でいきいきと暮らし続けられるようにするためには、行政の役割、地域住民による活動を改めて見直していく必要があります。特に人口減少によって、高齢者福祉、小規模化する集落での暮らし、農地や空き家の管理・活用など、多様な地域課題に行政と地域住民が協働して取り組んでいく必要があり、同時に行政改革と地域自治協議会をはじめとする地域住民による自治の見直しなどさらなる取り組みが求められます。

そこで、多様な主体（区・地域自治協議会）の参画と協働によるまちづくりである「地域協働」の仕組みをさらに充実、進展させることが重要です。

③ 朝来市自治基本条例における地域自治協議会の位置づけ

朝来市では、まちづくりを支える市民、市議会及び市長等の役割や責務、参画と協働の仕組み、市政運営の在り方について基本的な事柄を明らかにした朝来市自治基本条例を平成21年4月に制定し、市民が主体となった市民自治のまちづくりを確立して、自律した自治体運営を目指した取り組みを進めています。

令和6年3月には、朝来市自治基本条例審議会の検証をもとにした対応方針を示しました。この対応方針において、今後の市民自治のまちづくりの確立に向けて地域自治協議会の役割が重要であり、かつ、地域住民による自治の担い手として区等と連携・協働することが求められています。



【参考】朝来市自治基本条例 抜粋

第4章 市民自治

（コミュニティの形成）

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

（地域自治協議会の設立）

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

（1）地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

（2）地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

④ 協働の原則（ルール）

朝来市における協働の原則は、次の11の原則にまとめられます。これは、協働を共に進めていく際に、区・地域自治協議会・行政が互いに理解しておかなければならないそれぞれの関係や関係者の社会に対する心構え、協働を進めやすくする手法や留意点などであり、協働を進めていくためにはこれらの原則をお互いに理解することが重要です。

【協働の原則】

1	目的共有	異なった主体が連携、協力して事業を行いますので、明確な目標と成果のものさしを共有しないと、行動や成果が曖昧になります。また、社会に対し協働事業の目的と成果を明らかにし、協働の意義を理解していただく必要があります。
2	対等な関係	協働に関係する当事者はすべて対等、水平な関係でなければなりません。そうでないと、それぞれの特性を活かしたアイデアやノウハウが活かされませんし、自発性に基づく「やる気、元気」が発揮できません。対等の関係をパートナーシップと呼びます。
3	相互理解	協働では、市民団体と行政というように、目的・性格の異なった団体が連携して事業が進められます。そこで、互いに相手の考え方、価値観、行動の仕方などを理解し合い、認め合った上で、それぞれの持てる力を活かすように事業を進めることが大切です。
4	自主性尊重	協働に参画する団体がその力を最大限に発揮できるのは、自主的、自発的に行動するときです。相互理解の上で、互いのやり方を尊重することで大きな効果を引き出します。



5	相互変革	異質の団体が出会い、一緒に行動するのですから、それぞれが自己にこだわりすぎると、かみ合わなくなります。相手に合わせたり、もっとよい考え方・進め方があれば、両者共に柔軟に対応していく（変わっていく）必要があります。こうしたことが、それぞれの組織や仕事のやり方を改善していくきっかけとなることがありますので、自己変革をいとわないことが大切です。
6	自立化促進	協働で事業を行う場合、当初は市民側の組織力や運営力が弱いため、行政から一定の支援が必要な場合もあります。しかし、近い将来は、行政とも対等な関係となれるよう、自立を常に心がけていく必要があります。行政の支援も市民側の自立を促進することが求められます。また、資金的にも、コミュニティ・ビジネスなどにより自己資金を作るなど、さまざまな手法（例えば、行政からの事業受託、指定管理者制度の適用、特産品の開発・販売、その他収益事業、民間からの助成、一般の寄付等）を検討する必要があります。
7	補完性	協働で事業を行う場合には、現場に一番近いところから課題を探り、解決していくことが効果的です。その意味で、まず地域における課題を発掘・整理し、それを解決する行動を近隣あるいは小学校区程度（地域自治協議会）の範囲で、企画・実践していくことが大切です。また、地域だけでは十分な対応ができない場合は、より広い範囲で（旧町で、あるいは朝来市全体で）検討する、というような段階を踏んでいくことが望まれます。
8	公開・透明性	協働にあたっては、市民に事業についての理解を深めてもらうことで、事業の支援者を増やし、そのことが効率を高めたり成果を確実なものにすることにつながっていきます。また、税金を資金とした活動では、その使途を明確にすることが必要であり、常に説明責任を果たすことが大切です。さらに、関係団体だけでなく、広く市民の参加を求めて、事業を通して新たな地域人材の発掘にも心がけます。
9	相乗効果	協働にあたっては、それぞれの団体が単独でやるより、もっと大きな効果を発揮できるようにすべきです。そのためには、それぞれの優位点を組み合わせるなど、効果的な活動の仕方を考える必要があります。
10	できるところから始める	最初からあまり大きな事、壁の高い所から始めるのではなく、まず、協力・連携してできるところからやってみることが大切です。その上で、やり方を修正しながら事業を広げていく必要があります。
11	評価・見直し	協働事業は、事業が終了したら、進め方、成果、効率等についてふりかえり（評価）を行い、公開し、今後の協働事業の参考とすることが大切です。また、事業が継続するものであっても、数年単位で見直し、変えるべき所は変えていくことも必要です。



(3) 地域協働の指針とは

① 地域協働の指針の範囲

「市民自治」や「参画と協働」の考え方では、本来、朝来市民一人一人、市民活動団体等全ての「市民」が自治の主体であり、行政との協働の主体として捉えられるものですが、本指針は「地域協働」における各主体の関係性、地域コミュニティの在り方を示すものです。

② 市民活動団体の定義と本指針における位置づけ

本指針では、「市民活動団体」とは地域内のテーマ型・関心別の活動団体（PTA・子ども会など地域団体含む）、健幸づくり・生涯学習活動団体、NP0などを含めるものと定義します（ただし、個人的な利益や営利のみを目的とするものを除きます）。

市民活動団体等のテーマ型コミュニティを含めた協働については、「地域協働」の在り方の観点から重要となる考え方のみを示すものとします。よって、今後、本指針をもとに、市民活動推進の方向性を明確にし、他の行政計画においても整合を図ることが求められます。

(4) 朝来市をとりまく状況

① 朝来市の現状

ア 朝来市の人口と高齢化

朝来市の人口は約2万9千人（令和2年10月 国勢調査）で、今後も減少傾向が続くと推計されています（図1）。同時に高齢化率は約35.7%（同 国勢調査）となっており、今後も介護等の高齢者福祉に対するニーズが増大していくのに対し、それらを支える層（生産年齢人口、子どもや若者など）は相対的に減少する見込みです。

イ 高齢化を伴う人口減少の影響

・ 地域コミュニティへの影響

高齢化を伴う人口減少の影響で、地域コミュニティを支える力が失われつつあります。また、自分の住んでいる地域への関心も薄れがちになっています。

小さな集落ほど高齢化と人口減少は著しく、今後集落の安定した運営が困難になり、より小規模化が進む地域では、集落の存続さえ危ぶまれることが予想されます。

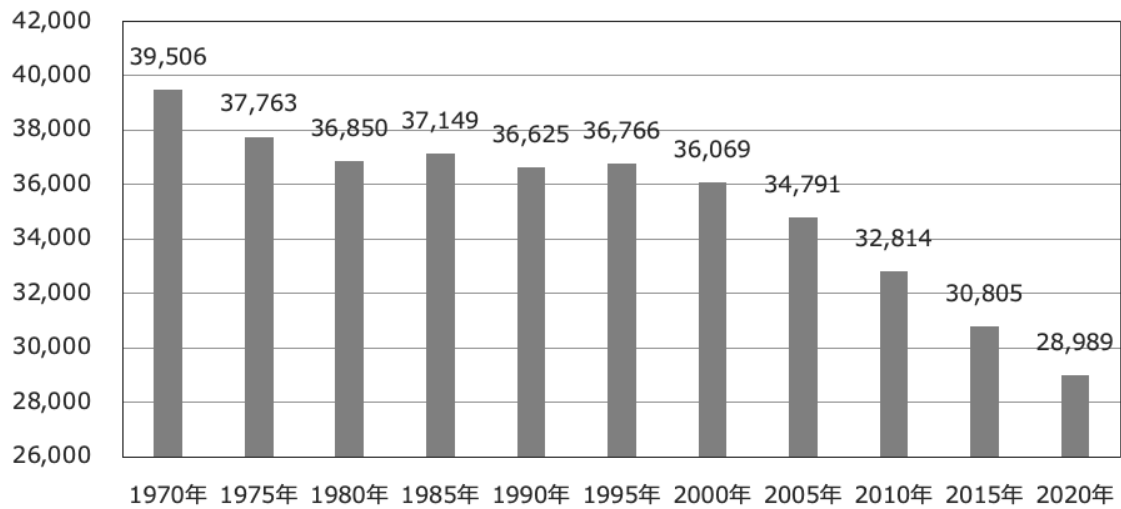
・ 市政への影響

人口減少と高齢化による税収減や行政に対するニーズの拡大などから、朝来市の財政状況は今後より厳しい状況になることが予想されます。

朝来市の定員適正化計画では、合併当初の平成17年に502人であった職員数の削減を図り、令和6年4月1日現在で327人（約35%減）となりました。新たな定員適正化計画では、令和10年の目標値を335人とし、必要な限度において職員の充足を図る予定ですが、高齢化が急速に進展する中で行政に対するニーズが損なわれることなく、市と区及び地域自治協議会など地域住民の協働による地域課題への対応が求められます。



図Ⅰ 朝来市の総人口の推移



資料：国勢調査

表Ⅰ 朝来市の地域自治協議会別の人口、世帯数、高齢化率

2024年（令和6年）12月31日現在

	地域自治協議会	自治会数	世帯数	人口計	高齢化率 (%)
旧生野町	いくの地域自治協議会	14 区	1,097	2,370	43.6
	奥銀谷地域自治協議会	8 区	357	683	49.0
旧和田山町	糸井地域自治協議会	15 区	1,035	2,428	40.9
	大蔵地域自治協議会	12 区	1,307	2,946	35.0
	和田山地区地域自治協議会	15 区	2,230	4,821	29.9
	東河地区協議会	9 区	610	1,605	27.7
	竹田地域自治協議会	19 区	1,199	2,762	37.2
旧山東町	梁瀬地域自治協議会	19 区	1,290	3,017	31.8
	粟鹿地域自治協議会	10 区	427	997	39.4
	与布土地域自治協議会	10 区	473	1,072	44.2
旧朝来町	朝来地域自治協議会	30 区	2,207	5,053	41.9
全市		161 区	12,232	27,754	36.9

資料：朝来市住民基本台帳

② 世の中の動き（時代背景）

ア 地方分権の推進

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、地方自治体と国は対等な協力関係となり、自治体が自己責任と自己決定のもとに個性豊かな地域社会をつくっていく流れになりました。また、地方への権限委譲や規制緩和が行われており、今後もこの流れは継続し、地方自治体は政策を自ら考えて実行することがさらに求められるようになります。

イ 地域自治の重要性の高まり

自治体の財政状況がますます厳しくなる中、少子高齢化などの社会の急速な変化に伴い市民のニーズは多様化し、行政によるこれまでのような公共サービスの提供は困難になりつつあります。また、地域社会では、経済の停滞や若者の都市への流出、災害への不安や子どもたちの安全をはじめとする課題が山積しています。そこで、「地域で解決できることは地域で取り組む」ことが不可欠となり、地域の在り方は地域住民で考え、決めていくことが求められていることから、そのための合意形成や地域づくりの仕組みが必要となり、地域コミュニティの重要性がさらに高まっています。

ウ 少子高齢化を伴う人口減少：縮充が求められる地域

平成 20 年 3 月に朝来市地域協働の指針が策定されましたが、策定当時よりさらに進む少子高齢化を伴う人口減少は、地域そのものを減退させつつあります。これは地域のコミュニティ機能の低下も伴うことから、暮らしづらさやさらなる地域外への人口の流出という悪循環を招きかねません。そのため、減退する地域コミュニティの存続に向けた担い手の確保や活動の広がり、充実が必要となっています。

※縮充：たとえ人口が減少しても地域の営みや住民の生活を充実させること。

エ DX 推進：AI や ICT の活用

インターネットや携帯電話・スマートフォンなどの情報通信機器が急速に普及し、誰もが行政情報やまちづくりに関する情報を容易に得ることができるようになったことで、市民が市政やまちづくりに参加しやすくなったといわれています。また、ホームページや SNS で活動状況や成果を発信している市民活動団体や地域住民による自治組織も増えています。

近年では AI（人工知能）や ICT（情報通信技術）などを活用して業務の効率化や生産性の向上を進めることにより、住民の利便性や行政サービスの維持・向上を目指す取組も盛んになっています。

これら DX の推進や ICT の活用による事務の見直しなども踏まえ、市民の参画と協働を広げていくことが求められています。



※ICT：Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術。

※DX：デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術で社会や生活、企業のビジネスモデル等の形を変えること。

※SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。利用者間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。例えば、LINE（ライン）、X（旧 Twitter（ツイッター））、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）及び YouTube（ユーチューブ）等。



2. 地域協働の在り方

(1) 地域自治とは

① 補完性の原則（原理）に基づいた、区・地域自治協議会・行政の協働による地域自治の推進

自治には、より地域住民の身近な暮らしに必要なことへの対応や、問題の解決が求められるといった補完性の考え方があります。

共助の担い手として、区と地域自治協議会の役割が重なる部分もありますが、朝来市では、生活に密着している部分は区が担い、地域全体の課題解決や魅力づくりなどは地域自治協議会が担ってきました。これらの役割や関係性は、地域の特性や社会情勢によって異なることから、補完性の原則によりそれぞれの主体の役割を常に確認しながら、各主体が協働し、地域自治を担うことが重要です。

【補完性の原則の考え方】

- 個人でできることは個人で（自助）
- 個人でできないことは、まず家庭や親戚、隣近所で（互助）
- 家庭や親戚でできないことは、身近な隣保や区などで（共助）
- 身近な隣保や区でできないことは、より広い範囲の地域自治協議会で（共助）
- 地域住民による自治でできないことは、行政（市町村—都道府県—国）で（公助）

自助を含めた互助、共助といった地域住民による自治（区・地域自治協議会）の重要性が改めて認識されていますが、一方で高齢化を伴う人口減少による担い手不足や地域課題の多様化・複雑化への対応の難しさといった課題を抱えています。

そのため、公助（行政）の役割は、共助を補完するだけでなく共助がうまく機能するように共助を支える必要があることを念頭に地域協働を推進していきます。

【図2】補完性の原則と公助の新たな役割



② 自治の基礎としての「区」

区は、地域住民により自主的につくられた基礎的自治組織です。区民による相互扶助やまちづくりが基礎的な自治として重要です。中には、必要性に応じて、財産区など別の基礎的自治組織の形態を有するところもあります。また、一定の範囲で、区の連合組織として旧町区長会及び連合区長会等を構成し、区の連携や行政への要望、行政から地域への情報伝達・合意形成機関の役割を果たしています。

市では、集落を行政区として位置づけ、区民に対する行政運営への協力依頼など、地域住民の福祉の増進に連携して取り組んでいます。

昨今の高齢化を伴う人口減少による地域の減退を見据え、区による自治（組織・役・行事や共同作業等）の見直し、子ども（中高生含む）・若者・女性を含めた地域住民の参画と区同士の連携が重要となっています。

③ 個人と地域内の多様な組織を主体とした、地域運営を担う「地域自治協議会」

朝来市自治基本条例では、一定の範囲（小学校区など）の地域住民による自治を担う唯一の組織として地域自治協議会が定義されています。【参照「地域自治協議会に求められる要件」】

地域自治協議会は、地域住民一人一人が参加の主体であると同時に、区をはじめ、地域内の各種団体、事業者等が組織の構成員として参画し、それぞれの特性を活かして連携・協働し自治を担う地域運営組織です。

高齢化を伴う人口減少による地域の減退を見据え、区の補完とともに、より広い範囲での地域住民による自治の担い手として、地域自治協議会の役割がますます重要となっています。

また、社会福祉協議会などの地域福祉や地域づくりに関わる公的機関をはじめ、市民活動団体、健幸づくり・生涯学習活動団体などの各種団体や関係人口と協働することにより、地域の実態に応じたまちづくりが進むよう調整する役割も求められています。

【地域自治協議会に求められる要件】

- ・ 地域代表制
地域内の区、各種団体、個人等で構成され、地域の創意が反映されていること（課題別・分野別、年代別、男女別、地域別）
- ・ 民主性・透明性
規約が整備されており、協議会の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性をもった組織運営がなされていること
- ・ 開放性
地域内の誰もが希望に応じて運営に参画できること
- ・ 地域まちづくり計画の策定
地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること（地域まちづくり計画は朝来市総合計画の地域別計画としても位置づけられる）



④ 地域自治協議会と協働し、自治を担う行政

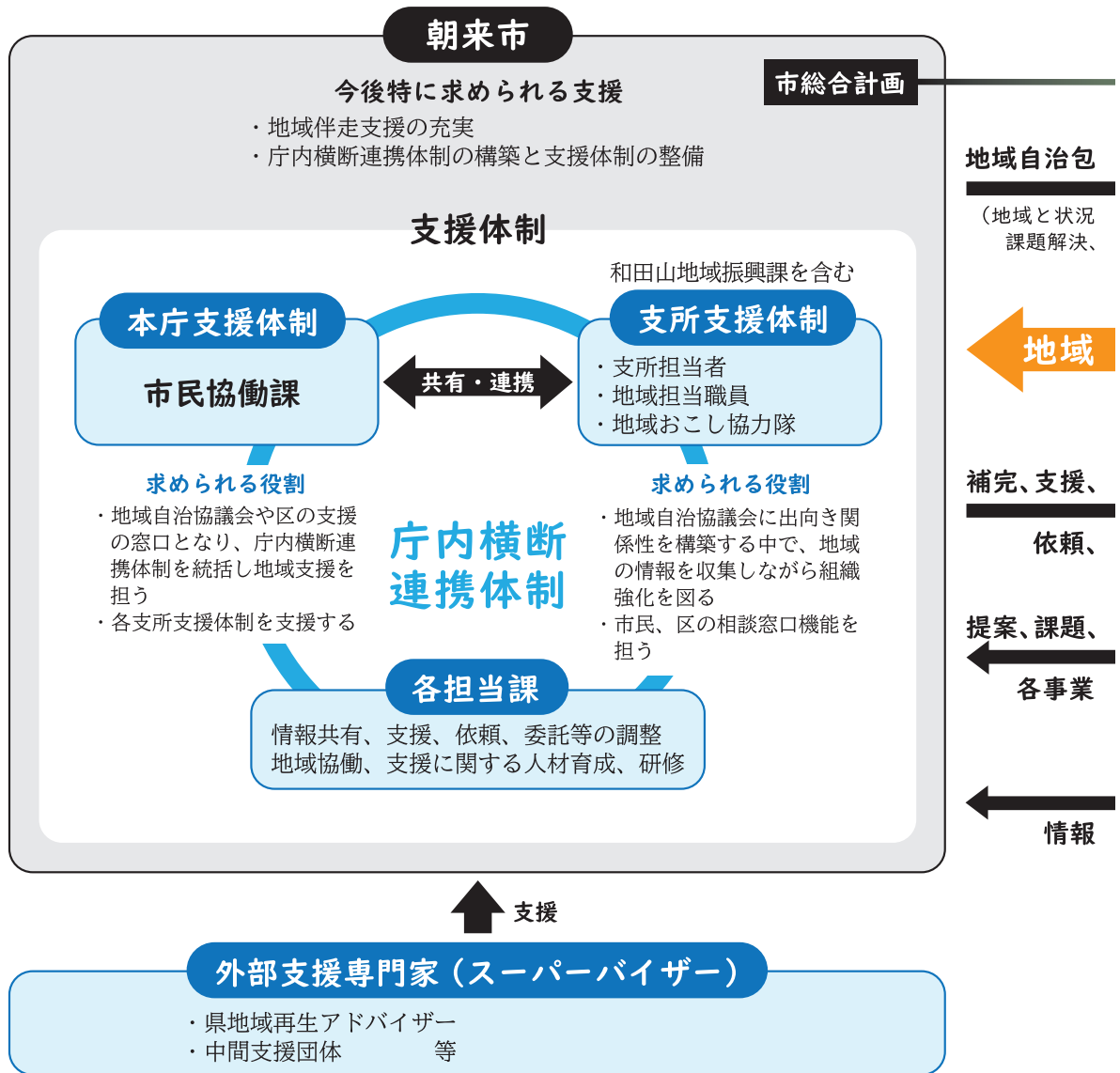
行政には、その範囲の地域住民による自治を担う組織である地域自治協議会に必要な支援を講じるとともに、協働により地域自治を担うために必要となる事務や組織の在り方の見直しなど、地域自治協議会を中心とした地域との協働関係の強化・充実が求められています。

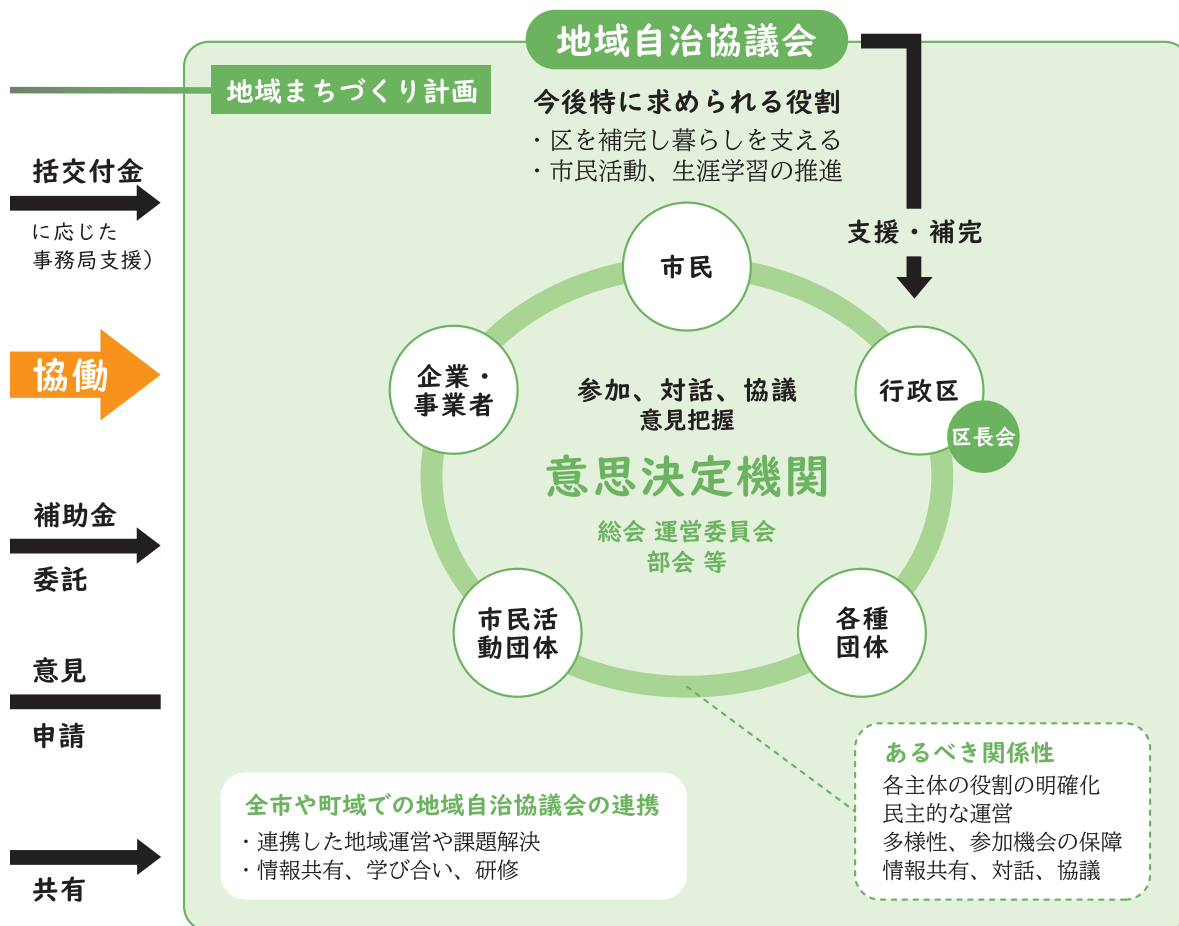
(2) 区・地域自治協議会・行政の今後の関係性の在り方

① 区・地域自治協議会・行政の関係性のあるべき姿

これからの区・地域自治協議会・行政のあるべき関係性を実現するため、平成 24 年度に取りまとめた第 3 次分権型社会システム検討懇話会后「朝来市地域協働アクションプラン」の考え方を踏まえ、区と地域自治協議会を主とした自治による地域運営を目指すとともに、市は地域自治協議会を地域協働の基盤として位置づけ、連携して地域協働を促進できる体制の構築を目指します。

【図3】 区・地域自治協議会・行政のあるべき（目指す）関係性





※スーパーバイザー：支援に従事する者に対して支援（助言・人材育成・情報提供）
する地域支援の専門家のこと

【目指す関係性を実現するために各主体が取り組むこと、重視すること】

市民

- ・ 市民は、区や地域自治協議会等の活動に積極的に参加し、地域活動並びに地域課題の解決に向けた取組が必要です。
- ・ 市民は、生涯学習に積極的に取り組み、学んだことを地域活動や地域課題の解決に還元していくことが重要です。

区

- ・ 区は、地域課題について区民が対話する場を設けるとともに、共助に必要な情報を区民同士で共有できるように努めることが重要です。
- ・ 区は、誰でも楽しく参加できる仕組みづくりに取り組むとともに、区の行事や環境維持等により区民や多くの人に参加できる体制をつくることが重要です。また、男女の役割の固定化の解消に向けた取組や誰もが参加しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ・ 区は、行政への要望等の話し合いをする場合は、地域自治協議会と協議するなどの仕組みを検討する必要があります。
- ・ 区と地域自治協議会に上下関係はなく、補完関係にあることを再認識し、区（区長・区長会）と地域自治協議会が一体となってまちづくりを担うことが重要です。

地域自治協議会

- ・ 地域自治協議会は、区とその地域に合わせた役割を明確に整理し、連携して地域運営にあたりるとともに、共助に必要な情報を区や地域住民間で共有できるように努めることが重要です。
- ・ 地域自治協議会は、区のほかにも地域の市民活動団体、事業者等と協働して地域運営にあたりるとともに、男女の役割の固定化の解消に向けた取り組みや誰もが参加しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ・ 各地域自治協議会の策定する地域まちづくり計画が、市の総合計画における地域計画と位置づけていることも踏まえ、市と協働した地域運営を行う必要があります。
- ・ 地域自治協議会は、地域自治協議会同士が互いに学び合い、情報を共有するなどの連携が必要です。

市

- ・ 市は、地域自治協議会が区や多様な主体との連携に基づく地域運営を担う組織として機能していることを前提に、地域自治協議会を地域協働の基盤として位置づけることが重要です。
- ・ 市は、市の総合計画において、各地域自治協議会が策定する地域まちづくり計画を地域計画として位置づけていることから、地域自治協議会と協働した行政運営を行う必要があります。
- ・ 市は、地域自治協議会が区を支援・補完する役割があることを念頭に、地域自治協議会に委ねる



役割や機能を踏まえ、柔軟に対応できる交付金制度を構築することが重要です。

- ・ 市は、地域自治を担う体制として支所と地域自治協議会の連携を図るとともに、庁内の連絡調整機能を強化することにより、地域住民による自治との連携に関する情報共有の場を充実させることが重要です。
- ・ 市は、地域自治協議会が互いに学び合い、情報を共有し連携できるような場や研修等の機会を設けることが重要です。

市民活動団体・福祉関係団体

- ・ 市民活動団体や朝来市社会福祉協議会等地域の福祉団体は、それぞれの専門性を活かしながら、区や地域自治協議会と連携し、協働によりお互いに主体的な活動を活発化させることが重要です。
- ・ 朝来市社会福祉協議会等地域の福祉団体は、市と連携し協働により区や地域自治協議会などの地域住民による自治を支援する役割を担う必要があります。

② 関係性のあるべき姿に向けて、検討・対応すべき課題

ア 区と地域自治協議会との関係性における課題

地域自治協議会が設立された当初から、区と地域自治協議会には上下関係はなく、補完関係にあるものとして位置づけられてきましたが、現時点においても、地域自治協議会本来の役割や区との関係性についての理解が十分に浸透していません。その理解を広げるためには、地域自治協議会は、地域住民に近いところでその考えに寄り添う活動に取り組むとともに、区をはじめとした地域自治協議会の構成員や地域内の各種団体の役割や関係性を整理し、協働により地域運営を推進する必要があります。その中で、必要性が高まる区への補完や、区との連携に対応できる環境を整えていくことが重要です。

また、区は地域自治協議会の構成員として自治を担うことを再確認する必要があります。

イ 区・地域自治協議会・行政との関係性における課題

市が、依頼や支援、協働において区とやり取りをすること、また、地域自治協議会に任せることについて、区に必要なことや区が担ってきたことを把握して整理することにより、あるべき姿に向けて、行政の依頼事項や地域自治協議会の補完の範囲を整理するなど、行政における事務の見直しが必要であると考えています。

そのために市として検討すべき事項を次のとおり示し、取り組めることから前に進めることが重要です。



【市として検討すべき事項】

支所および地域担当職員の充実、強化

現状	・支所には地域自治協議会の支援担当業務があるが、十分機能していない。 ・以前に比べ市外に居住する職員が多くなっている。
課題	・地域担当職員に地元出身者が減ってきている中で、今後の地域担当職員の役割に合わせて、その選出条件を検討していく必要がある。

行政が必要とする地域住民への周知や住民合意形成の方法

現状	・行政による地域住民への連絡や合意形成は、区（連合区長会・区長会）が主体となっていることもあれば、地域自治協議会が主体となっていることもある。 ・市への要望については、区からの要望もあれば、複数の区で構成された地域団体からの要望もあり、方法は統一されていない。
課題	・行政が地域住民との協働を進める際の相手方について、考え方を整理する必要がある。 ・市への要望方法については、どのような方法や仕組みが望ましいか、研究する必要がある。

行政から区への依頼事項

現状	・各区には、保健衛生委員、生涯学習推進員、体育委員（旧朝来町を除く）、民生委員児童委員、農事部長、農業委員、防災委員を依頼している。 ・民生委員児童委員及び農業委員については、複数の行政区にまたがった配置となっている区もある。
課題	・行政から地域に依頼している委員の必要性について、活動内容を踏まえ検討する必要がある。

区長への充て職・委員の選出方法

現状	・区長の充て職については、連合区長会の正副会長が担っているが一定の理解はいただいている。
課題	・見直しの必要性が生じた場合に随時検討する必要がある。

区長報償費

現状	・平成 20 年度に算出方法を整理して以降変更していない。
課題	・区長の役割について整理する必要がある。

庁内での地域との協働に関する情報共有

現状	・庁内において少なからず縦割り意識があり、それぞれの部署が地域と連絡を取り合うなど地域の情報を個別に把握している状況にある。 ・個人情報保護の考え方から、共助に必要な情報提供ができないことで、災害時などにおいて、住民同士の支え合いやつながりへの影響が懸念されている。
----	--



課題	・庁内において、地域との連携に必要な情報を共有するために各部署を横断して連携できる体制を構築する必要がある。 ・支所と地域自治協議会との関係性を踏まえ、地域自治の支援に必要な支所の役割を整理する必要がある。 ・個人情報保護に関連する法令の遵守は前提としながらも、災害時の支援など行政から区や地域自治協議会に共有できる情報を整理し、共有する必要がある。また、区や地域自治協議会を対象に個人情報の取り扱いについて研修を行う必要がある。
----	---



3. 地域自治協議会の役割と今後の在り方

(1) 求められる役割と事業

地域自治協議会は、朝来市自治基本条例に「多様な主体で構成された一つの自治組織」として位置づけられた地域運営組織であり、地域課題の解決や地域をよりよく変えていくために、その役割と事業を改めて確認し見直す必要があります。

今後の地域自治協議会の役割と事業を考えていく上で、次の視点と機能を念頭に置くことが重要です。

重視すべき視点と機能

- ・ 地域の総意が反映される運営によって地域の代表性を担保する

(地域自治協議会の協議・意思決定機能への多様な参画)

朝来市の地域自治協議会の要件には、合意形成や意思決定について地域の総意が反映されている必要があります。(P11【地域自治協議会に求められる要件】参照)。市民、区、テーマ型コミュニティ(市民活動団体等)や各世代が参画でき、意見が反映される体制づくりが必要です。

- ・ 人と人がつながる仕組みをつくる

多様な世代がともに支え合うために、これまでの仕組みにとらわれることなく、誰一人取り残されることがないように、人と人がつながるための仕組みをつくることが求められます。

- ・ まちづくりに多様な人たちが関われる運営

子ども(中高生含む)・女性・若者・外国人市民・障害のある人・転入者など、現状のままで はまちづくりに関わりが持ちにくい環境にある人の視点や意見、参画を重視した運営を行うことが求められます。

- ・ 関係人口の参画によるまちづくり

関係人口(地域住民以外の多様な人材)とともにまちづくりを進められる環境や機会づくりを進める必要があります。

- ・ 地域住民、区と行政をつなぐ役割

行政と地域住民による自治とのあるべき関係性を踏まえ、地域自治協議会は構成員である区や地域住民と対話や協議の場を設け、その意見や提案・課題等を行政につなぐ役割が求められます。



① 地域住民による活動の支援

・ 対話の場づくりとその支援

地域住民によるつながりや活動が生まれる機会となる対話の場の提供が求められます。また、地域住民や区、各種団体が開く対話の場を支援することも大切です。その際、地域住民や関係者が誰でも参加でき、考えや思いを話せる場にしていくことが重要です。

・ 誰でも参加できる仕組みづくり

区や地域自治協議会等による地域活動に誰でも楽しく参加できる仕組み、機会づくりを進めていくことが求められます。

・ 活動継続に向けた支援

区の自治活動や地域住民等による地域活動の継続に向けた支援が求められています。そのために、例えば、誰もが活動に参加しやすい組織づくりに向けた学びや情報交換の場、相談対応や助言を行うことが期待されます。

② 区の補完

・ 区の活動や事務の補完

今後予想される高齢化を伴う人口減少により、さらに小規模化する区では、暮らしや地域の環境維持としてこれまで取り組んできた地域住民による自治活動が困難になる可能性があります。地域自治協議会には区を補完する役割があり、区の活動や事務機能などの補完が求められます。

・ 区を越えた取組

区や各種団体など、これまでの組織や仕組みでは対応できない課題や自治活動については、基礎的な自治の単位を越えた対応が求められます。

コラム

～地域内の事務機能を補完する事例～

与布土地域自治協議会

3つの団体の事務、広域化組織の事務を担う

与布土地域自治協議会では、区長会、財産区、教育後援会の3つの団体の事務を請け負い、また多面的機能支払交付金 広域化組織「与布土広域郷守会」の事務も事務局員が担っています。

これまで輪番制で各組織が別々に会計等の担当者を選任し、実施していた事務作業を地域自治協議会の事務局が請け負うことにより、事務作業の経験がない方の負担や支払い事務が軽減されています。

与布土地域自治協議会の事務所



③ 暮らしを支える役割

- ・ 地域人材のコーディネート

地域住民がお互いに支え合い、暮らし続けられるために必要な活動に地域の人材をコーディネートする役割が求められます。

- ・ 共助・互助の支え合いを支援する

今後の高齢化を伴う人口減少により生じる新たな暮らしに関わる課題への対応に向けて、区やご近所での共助・互助の支え合いを支援していくことが求められます。具体的には、P42【6. 今後10年を見据えた暮らしに関わる課題への協働による対応の考え方】に記載しています。

コラム

～地域自治協議会による暮らしの支援事例～

奥銀谷地域自治協議会

買い物支援の試行実施

車の運転ができず、重い荷物を持つことができない買い物にお困りの方を対象に買い物支援を実施しています。

毎週火曜日に電話連絡を取り、要望を伺い、希望があった場合は商品を町内の店舗で購入し、自宅に届けて代金と手数料をいただくという内容です。医療機関と利用者にて承いただき、薬の受け取りと配達をすることもあります。

利用は現在1件ですが、定期的に発行しているお知らせにも掲載しており、新規利用者も募集しています。

④ 市民活動の推進

- ・ 地域住民の学びの場の創出

市民活動団体等と連携し、それぞれが持つ特性を活かしながら、地域での様々な学びの場をつくる役割が求められます。さらには、子ども（中高生含む）のときから地域に関心を持つ学びの場を持つことをはじめ、地域活動を担う人材の確保やその人材を育成する役割も求められます。

- ・ 地域おこし協力隊との協働

地域おこし協力隊の受入体制を充実し、地域活動と定住にむけたサポートが求められます。

- ・ 市民活動団体と区の連携支援

区と市民活動団体との連携を支援するとともに、互いの主体的な活動を活発化することが求められます。



(2) 体制・事務局の在り方

① 役員体制

・ 役員選任の在り方

地域自治協議会の役員は、その地域自治協議会の役割を踏まえて、輪番や充て職ではなく協議し選任することが重要です。また、区長経験者や役職や年齢にとらわれることなく、様々な地域住民（テーマ型コミュニティ、各世代、女性等）が関われる体制が求められます。

・ 区長との運営・合意形成面での連携

地域自治協議会の役員体制、運営委員会、部会等には、区長や区民の参画が不可欠であり、区長が地域自治協議会の運営や合意形成に関わることが求められます。

② 事務局体制

・ 地域のコーディネーターとしての役割

事務局は、地域のコーディネーター（中間支援者）として、地域の実情や人材を念頭に、多様な地域住民や様々な団体・企業等が参加しやすい運営を担う役割が求められます。それら人と人のコーディネートだけでなく、地域の様々な資源や課題、地域住民の相談を行政につなぐ役割も求められます。

・ 区や活動に出向く役割

地域自治協議会は、今後地域住民により近い場所に出向いて活動する必要があることから、そのための事務局機能の充実が求められます。

・ 事務局の担い手発掘、育成

どの地域自治協議会においても、事務局の担い手不足が課題として挙げられています。自ら事務局の役割への理解を深めるとともに、計画的に担い手の発掘や育成に取り組むことが求められます。例えば、地域の中で地域自治協議会の活動や運営に関わりを持てる人材を見つける機会をつくることや、役員や事務局が楽しく活動できる組織づくりや環境づくりが求められます。

・ 地域おこし協力隊と連携した運営

地域自治協議会に配属されている地域おこし協力隊と連携した運営体制の充実と、地域に必要な活動の企画運営に取り組むことが求められます。

・ 地域コミュニティの ICT 活用

少子高齢化や社会インフラの視点から見て、地域活動や区・地域自治協議会の運営に ICT を



活用することによる負担軽減や効果的な活動展開が求められます。すでに LINE などの SNS やオンライン会議システムを活用しているところもありますが、地域自治協議会が ICT の活用に率先して取り組んでいけるような支援が求められます。

(3) 財源の在り方

① 地域自治包括交付金（事務局運営額）

社会情勢や地域自治協議会の労働実態に合わせて運営に必要な支援が求められます。

② 地域自治包括交付金（地域配分額）

地域の実情に応じた課題解決に向け、より効果的な対応ができる仕組みづくりについて引き続き研究する必要があります。

③ 地域自治包括交付金（地域協働事業額）

地域協働事業額について、地域の実情に合わせて必要な事業を地域ごとに判断して取り組めるような見直しを検討する必要があります。

④ 拠点への支援

それぞれの拠点に何らかの課題が発生した場合は、必要に応じて対応を検討していく必要があります。

⑤ 交付金以外の資金調達（事業収入など自主財源の確保）

地域住民等地域が主体となった自治、まちづくりを進めていく地域自治協議会として、地域自治包括交付金以外にも必要な地域活動に充てられる財源を確保できる組織運営に取り組んでいくことが求められます。

(4) 拠点や事務所の在り方

・ 誰もが集まる、集まりたくなる拠点

地域住民が集う、つながる機会と、地域住民の自治活動や健幸づくり・生涯学習活動団体の取組を支援していく地域自治協議会の役割を踏まえ、誰もが集まりやすく集まりたくなる場にしていくための工夫や取り組みが求められます。

・ 集まることを前提としない拠点

今後の高齢化や人口減少、移動等の課題を踏まえ、出向いていく地域自治協議会の活動や機



能が重要であることから、地域自治協議会の拠点の在り方、持つべき機能等について検討することが求められます。

コラム

～区へ出向き取り組む地域自治協議会の事例～

和田山地区地域自治協議会

元気アップ いこいの場「ヨリササ和田山」

～区の集会所等へ健康体操・サロンを出張型で実施～

和田山地区地域自治協議会では、市から受託している地域介護予防活動支援事業の取り組みとして、区の集会所等へ職員が出向いて健康体操などを実施しています。移動の負担を軽減することで、より多様な方々の参加が期待できるのではないかと始まりました。令和6年度は要望があった7区で実施され、他地域では少ないとされている男性が全体の2割程度参加されたことや、最高齢で90代の方も参加されました。また1つの区では、これをきっかけに月1回集まって健康体操を実施するようになりました。



(5) 多様な地域住民と人材の参画に向けた体制や取組

・「やりたい」を大切にしたい主体的な参画ができる組織体制

多くの地域自治協議会が採用している部会制の見直しも含め、地域内外の個人、活動団体や事業者らが「やりたい」を大切に、楽しみながら、主体的に参加できる組織体制に変えていくことが求められます。特に、地域自治協議会や区などの活動は義務的に捉えられがちであることから、特に若者が関わりたい、関わりやすいと感じる場や機会を意識的につくることが重要です。

・ テーマ型コミュニティが取り組みやすい組織体制

テーマ型コミュニティに集い活動する人たちに対しては、地域自治協議会もこれまでの枠組みや組織体制に合わせて参画してもらうのではなく、相手に合わせた関わり方や参画しやすい方法を模索するなど、お互いに必要となる活動に取り組める体制をつくることが求められます。

また、どの地域でも共通する課題については、複数の地域自治協議会が連携してテーマ型コミュニティとして取り組んでいく視点も求められます。



- ・ **情報発信・共有（見える化）の充実**

地域住民の自治組織として情報を地域住民に広く共有する役割があるだけではなく、活動への参画や担い手を増やすためには、情報の発信や共有に工夫が必要です。これまで以上に地域や地域自治協議会の目的、活動などの情報を広く、かつ対象者に合わせて発信し、届けることが求められます。また、単に情報を届けるだけでなく、地域住民に地域自治協議会の役割や活動を理解していただくための機会づくりを怠らないことが重要です。

- ・ **部会の在り方：活動へ参加しやすい環境の確保（地域自治協議会の活動機能の強化）**

多くの地域自治協議会では、活動主体として部会制を採用しています。しかし、その部会員の選出方法や属性等は様々です。区からの選出や輪番等の地域自治協議会もあれば、活動ごとに興味・関心がある地域住民や各種団体等が参画している地域自治協議会もあります。部会への参加のきっかけは様々ですが、大切なことは、地域自治協議会の活動を地域住民に丁寧に伝え、理解していただく機会や楽しみながら関わるができる環境を整えることです。同時に、誰でも参加したい時に参加でき、参加が難しいときは参加しなくても良いような地域住民の自主性を大切にした柔軟な体制づくりも重要です。

地域住民の「やりたい」「必要」といった自発的な思いで集まる活動を形にしていくことも、地域自治協議会が担う大切な役割です。また、地域住民が自ら提案し、部会やグループを立ち上げることができる仕組みも求められます。

コラム

～やりたいを大切にした組織・活動づくり事例～

粟鹿地域自治協議会

女性の「やりたい」を形にしたグループ活動

粟鹿地域自治協議会では部会員から「夜の会議に参加しづらい」という意見があり、日中に集まる機会を作りました。

そこに集まった女性の方々がやりたいことを実現するグループ「コスモス会」を結成。現在は部会の中の有志チームとして約7名が主なメンバーとなり、地域内のイベントでの飲食販売や自主企画イベントの開催、寄せ植えて朝来市「オープンガーデン」に参加するなど必要に応じて地域の方々と交えながら活動しています。



朝来市「オープンガーデン」での活動

（６）区への補完や支援の在り方

・ 区の組織・役・行事等の見直しの支援

高齢化を伴う人口減少が予想される中、今後は区の組織・隣保・役・行事や日役を見直し、負担を軽減する必要があると考えられます。区で主体的にそれらの見直しや検討が進められるよう、市と連携し情報提供やきっかけづくり、話し合いの場の支援が求められます。

・ 区同士の連携の促進支援

区の合併（合区）は難しいことを前提としながらも、区を補完し支援する地域自治協議会として、区同士あるいはその他組織間における話し合いや検討の場の提供、また、情報提供等について、市や外部専門家と連携しながら支援することが求められます。

コラム

～居住者がいなくなった区への対応事例～

いくの地域自治協議会

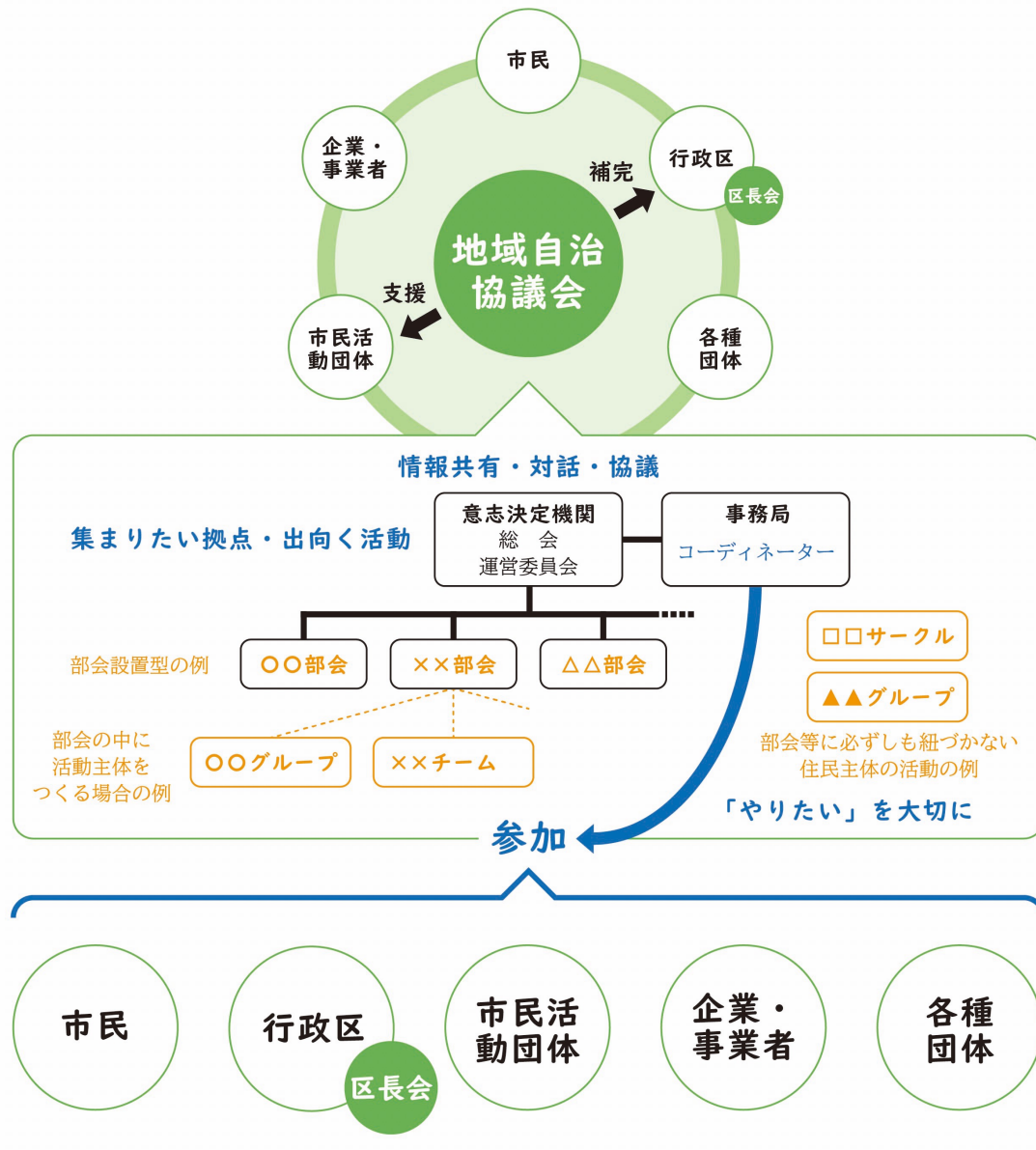
菖蒲沢（しょうぶさわ）区への巡回見守り

平成 26 年度に住民がゼロになった菖蒲沢（しょうぶざわ）区に対して、いくの地域自治協議会の事務局が年数回、車で巡回して異常がないか確認しています。これまでに道路の陥没を発見し、生野支所に連絡したことがありました。



【図 4】 朝来市の地域自治協議会の役割と体制のイメージ図

図 3 に示した地域自治協議会の姿を具体的に図示したもの



4. 行政の協働支援、地域住民による自治の支援

(1) 支援機能の構築

① 庁内における「支援体制」の構築

全国的に地域住民による自治の支援は、その専門性を有する民間団体等と協働して取り組まれていることが多くあります。

朝来市では、民間の支援団体を育んでいくことが重要であるとの認識は持ちつつも、地域自治協議会への支援体制として支所機能や地域担当職員制度などの仕組みがあること、また、地域協働を進めるための庁内の連携やノウハウの蓄積、引き継ぎなどの体制構築がスムーズに行えることなどの視点から、庁内にチーム体制として、その支援機能を確保することとします。

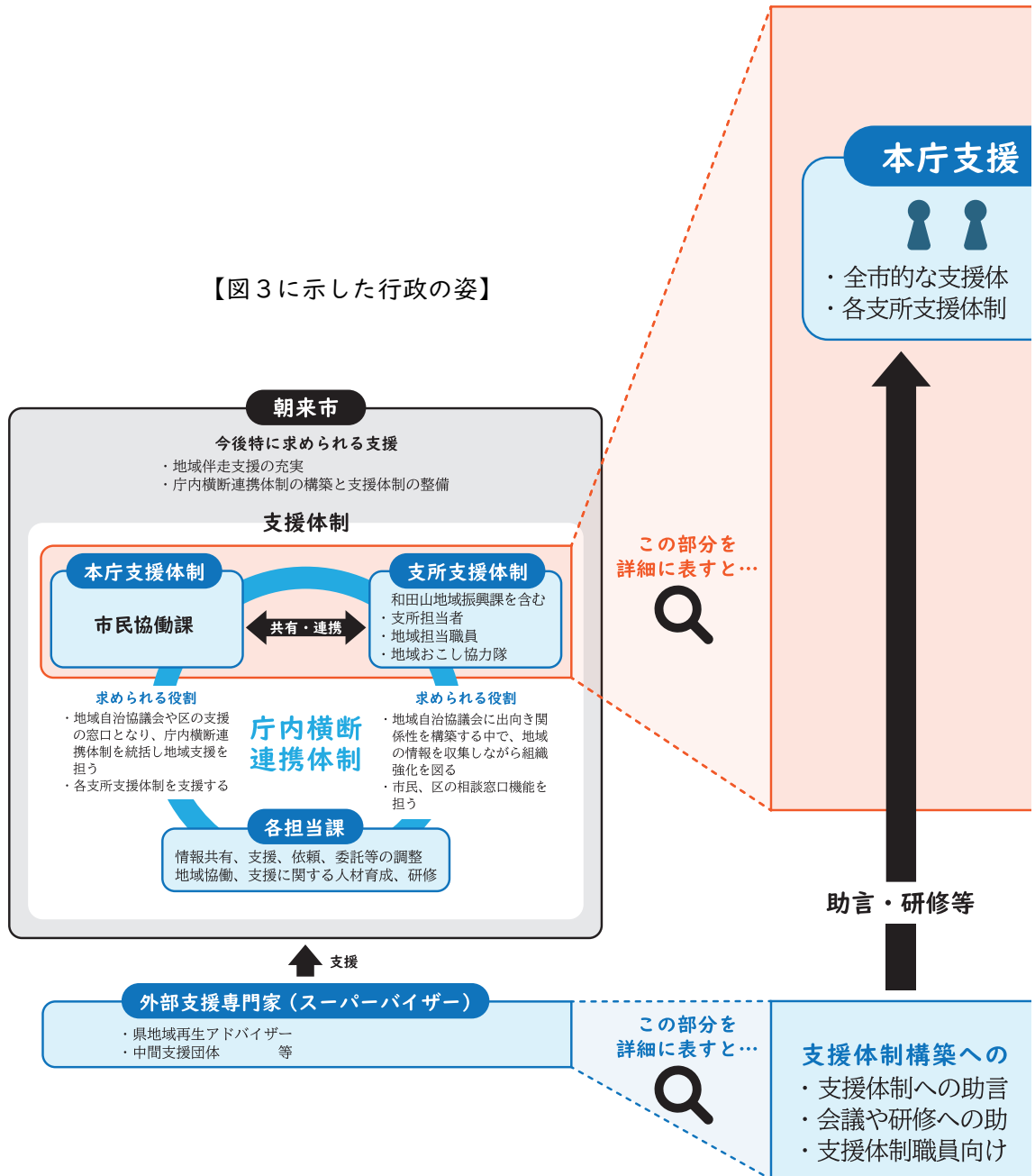
庁内における支援体制は、複数の主体がチームとなって、主として地域自治協議会の支援や地域自治協議会と連携した区の支援、行政と地域自治協議会の協働を支援することを目的とします。

庁内における支援体制は、次の図と表の考え方をもとに、本庁・支所・スーパーバイザーが主となり、各部署と連携する支援体制の構築を目指します。

地域における課題は多岐にわたることから、複数の分野が協力し多様な視点で課題解決へのアプローチを行う事例が増えています。市が、市民や地域の多様な主体と協働して地域課題を解決するために、多分野の課題の共有や解決に向けた研究、市民等と協働する仕掛けづくりなど、庁内の分野を横断した連携体制を構築し、支援策を共に検討していくことが必要です。



【図5】 庁内における「支援体制」



支援に関わる各主体による

支援チーム

支援ノウハウの蓄積／情報の共有／
区や地域自治協議会等住民自治との関係性の継続

体制

制の立案
の支援

支所支援体制

和田山地域振興課を含む

支所担当者

伴走支援

地域担当
職員

地域おこし
協力隊等

交流・
相互学習
支援

他の支所も同様

地域自治協議会のめざす姿
役割発揮に向けた支援

地域自治協議会

事務局

● 市民
● 区
● 各種団体

事務局

● 市民
● 区
● 各種団体

他の地域自治協議会も同様

助言・研修・伴走支援等

外部支援専門家（スーパーバイザー）

支援・人材育成

言、必要に応じた出席
研修等企画・実施支援

支所支援体制職員の育成・助言

- ・ 伴走支援の手法への助言
- ・ まちづくりに関わる市職員の育成や研修等
- ・ (必要に応じて) 区、地域自治協議会への伴走支援同行

庁内における「支援体制」の役割・機能例

支援体制		役割・機能（想定例）	範囲
支援チーム	スーパーバイザー		
本庁支援体制 市民協働課 ・市民協働課担当者	・中間支援団体等専門家 ・兵庫県地域再生アドバイザー等の専門家 ●業務内容 ・支援体制立案への助言 ・会議や研修への助言 ・支援チームによる区、地域自治協議会への伴走支援に同行した助言（必要に応じて） ・まちづくりに関わる市職員の育成等	●市民・区対象 ・支援体制のコーディネート ・支援相談窓口（相談者の課題を解決できる資源につなぐ・マッチングするコーディネート、情報提供） ●地域自治協議会対象 ・地域自治協議会に出向き関係性を構築する中で、地域情報を収集しながら、組織強化を図る ➢ 地域自治協議会が地域の活動を支援、コーディネートできる体制を支援 ➢ 地域自治協議会対象の会議や研修会、情報共有、学びの場の提供 ➢ 先進地事例や講師の紹介、市外支援者のコーディネート ➢ 地域担当職員や地域おこし協力隊のコーディネートや研修 ●支所対象 ・各支所支援体制の支援、研修 ●市役所内対象 ・地域課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携 ➢ 地域課題を把握し、必要な部署に情報を提供するための庁内ネットワークの構築（庁内横断連携の推進、会議や情報共有） ➢ 関係課と地域自治協議会の連携調整、関連する制度・補助・支援事業等の調整 ●全体 ・事例や情報収集・調査や分析 ・情報発信、ポータルサイトの運営、情報のコーディネート ・市民活動の把握（関係課、区・地域自治協議会との連携） ・市内支援者やアドバイザーの発掘・育成・派遣 ・その他課題解決に向けた手法の提案	市全域



支援体制		役割・機能（想定例）	範囲
支援チーム	スーパーバイザー		
支所支援体制 （和田山地域振興課含む） 支所 ・地域協働担当職員 ・地域担当職員 ・地域おこし協力隊	・中間支援団体等専門家 ・兵庫県地域再生アドバイザー等の専門家 ●業務内容 ・会議や研修への助言 ・支援チームによる区・地域自治協議会への伴走支援に同行した助言（必要に応じて）	●市民・区対象 ・支援相談窓口（主に本庁の支援相談窓口につなぐ役割） ・地域自治協議会と連携した区へのアウトリーチと伴走支援 ●地域自治協議会対象 ・支援の窓口となり、市役所支援体制と連携した地域支援 ・旧町ごとの地域自治協議会や区対象の研修や学びの場の企画 ・地域自治協議会と区へのアウトリーチと伴走支援 ●全体 ・市民活動の把握（関係課との連携）、区や地域自治協議会へのつなぎ ・その他課題解決に向けた手法の提案	旧町

※アウトリーチ：地域へ出向く支援、コミュニケーションのこと

② 庁内における「支援体制」に求められる支援機能

・ 窓口機能 主に本庁支援体制機能

➤ 支援相談窓口機能

情報や資源を横につなぐ支援相談窓口機能の構築を目指します。また、窓口には相談内容の解決に向けマッチングできる支援体制の構築に努めます。なお、支所には相談窓口へつなぐ機能をもたせます。

➤ 情報の収集・発信、地域活動等の情報コーディネート

区・地域自治協議会・市民活動団体等や庁内関係課と連携し、市民自らも情報発信に参加できる仕組みづくりなどをおして、市民が地域の活動やまちづくりへの参画のきっかけづくりや参加意欲の向上につながる地域の情報収集と発信、人と活動や団体等をつなげるコーディネート機能の構築に努めます。



- ・ アウトリーチと伴走支援機能 主に支所支援体制機能

- アドバイザーの派遣

地域住民の知恵や情報以外の新たな考え方や手法を提供するアドバイザーの調整や派遣を支援します。

- アウトリーチ支援

区や地域自治協議会などが地域に出向き対話を通じて情報を把握するアウトリーチ型の取り組みにより、地域の悩みを引き出し具体化する支援に努めます。また、地域の状況から必要な学びの場を設けるとともに、地域と一緒に考え、知恵を出す支援者としての姿勢を大切にします。

- やりたいにつなげる仕掛け

地域住民自らの「やりたい」を育み活動につなげる仕組みづくりを支援します。

③ 市内における「支援体制」づくりに向けた段階的取組の必要性

市内における「支援体制」を構築するには、市内外と連携した段階的な取り組みが必要となることから、本庁及び支所の支援体制づくりの検討を進めます。

- ・ 支援職員の配置

支援体制を確保するには、支援職員の配置などまちづくりに関する知識を持った職員の配置が重要です。

- ・ 市内の支援人材、組織の発掘と連携

社会福祉協議会や地域おこし協力隊 0B 等との連携構築を図ります。

- ・ 外部の専門的支援者との連携

朝来市と関わりのある兵庫県地域再生アドバイザー等、地域支援の専門家及び支援組織との連携構築を図るための準備を進めます。

- ・ 地域担当職員の役割発揮に向けた取組

地域担当職員の役割を整理、定義（次頁に記載）するとともに、役割が発揮できるよう業務の遂行に必要な研修を行います。

- ・ 各支所での支援体制構築に向けた取組

広域的な地域自治の体制づくりも想定し、支所ごとに区や地域自治協議会向けの研修、情報交換・連絡調整を行います。



(2) 地域自治協議会への支援 庁内における「支援体制」による支援

① 地域自治包括交付金（再掲）

地域自治協議会の主体的な活動及び自律的な地域運営にむけた事務局支援として、必要に応じて地域自治包括交付金の見直しを行います。

② 人的支援（事務局職員・地域担当職員）

・ 事務局職員への支援

地域自治協議会の事務局が担うべき重要な役割である、企画や調整、地域のコーディネーターとしてさらに機能を発揮できるよう、地域内の人材育成や体制づくりを支援します。

・ 地域担当職員による支援

これからの地域自治協議会のあるべき姿を踏まえ、各地域の状況に合わせながら、地域担当職員は、地域自治協議会の自律した地域経営の仕組みづくりを支援するなど、運営に関わる者としての役割（企画等）と地域自治協議会の円滑な活動実践のための助言、情報提供を行う支援者としての役割を担う必要があります。これらは朝来市地域担当職員制度規程（令和3年3月30日制定）にあるその担任事務として規定されています。

地域担当職員の担当任務を遂行できるよう、役割に応じた研修や情報交換の機会を計画的に実施します。また、地域担当職員の役割について地域自治協議会に丁寧に説明することで理解を広げ適切なマッチングを行います。

【参考】「朝来市地域担当職員制度規程」抜粋

（担任事務）

第3条 地域担当職員の担任事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の自律した地域経営の仕組みづくりを支援すること。
- (2) 協議会の円滑な運営、活動実践のための助言、情報提供等を行うこと。
- (3) 庁内関係部署との連絡調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会によるまちづくりの支援に関して必要なこと。

③ 地域自治協議会に求められる今後の役割発揮に向けた支援

ア 地域自治協議会の運営や見直しに関する支援

本指針で示す地域協働、地域自治協議会の目指す姿に向け、地域自治協議会の運営や見直しに関する支援が必要と考えられることから、庁内における支援体制を中心に、次の支援に取り組みます。



- ・ **地域自治協議会の役員や事務局、主要な担い手を対象とした学びの支援**

地域自治協議会や地域での活動に多様な参加を広げるための工夫（環境や仕組み）や、地域における話し合いや対話の場づくりの支援に取り組みます。また、地域自治協議会の活動を地域住民に周知する方法などを学ぶ機会を設けます。

- ・ **話し合い、会議の場の運営支援**

地域自治協議会が開く会議や様々な話し合いの場について、女性や若者など誰もが話し合いに参加しやすく、納得できるよりよい対話の場となるよう、その場の企画や話し合いの進行、運営の方法について支援します。

- ・ **区や地域自治協議会単位の地域データの整理や調査の支援**

地域課題の把握やそのための調査、データの一元化などの支援を行い、その情報を市や地域自治協議会と共有することを進めます。また、情報は区や地域住民とともに共有することが地域に対する「わがこと化」にもつながる重要な過程でもあることから、地域自治協議会による区や地域住民との情報共有も支援します。

- ・ **地域自治協議会の事務局機能の負担軽減**

現在、行政から地域自治協議会に依頼している事務作業の見直しや、地域自治協議会における事務の効率化及び簡素化にむけた助言を行います。

- ・ **地域自治協議会の ICT 活用・DX 支援**

負担軽減とよりよい活動展開、参加を広げることができる効果を期待し、地域自治協議会の ICT 活用や DX の支援に取り組みます。

- ・ **研修実施、全国先進事例の検証、導入支援**

近隣の自治体やスーパーバイザーとも連携し、地域自治協議会の参考となる研修の実施、地域ごとに参考となるような先進事例の検証や情報提供、導入を支援します。

- ・ **地域自治協議会の活動と意義の市民周知**

市民に地域自治協議会の活動と意義を発信していく取り組みを進めます。

イ 地域自治協議会間の連携、情報共有、学び合いの機会づくり

支援体制からの学びの提供だけでなく、地域自治協議会間での連携や情報共有、学び合いができる機会を設けます。



- ・ **地域自治協議会会長事務局長会議及びその他の研修の計画的な実施**

現在も実施されている会長事務局長会議の内容や開催方法を工夫するなど、地域自治協議会間で情報共有や学び合いの機会を設けます。

- ・ **支所ごとの連携・情報共有・学びの場の開催**

支所ごとの地域自治協議会の具体的な連携、学び合いなどを期待し、支所ごとに同様の情報共有や学び合いの機会を設けます。

ウ まちづくり、市民活動の支援者である地域自治協議会に必要な学びの支援

地域自治協議会に今後求められる役割に、区の支援や市民活動の支援があります。その役割が発揮できるよう、研修などの学びの機会を提供します。

- ・ **まちづくり支援とコーディネーターとしての学びの支援**

地域自治協議会が区やまちづくりの支援者としての役割や、外部人材をつなぐコーディネーターの役割を発揮できるようになるための研修や学びの機会の充実を図ります。

また、地域内のコーディネート（市民活動団体や区などとの連携も含む）を地域自治協議会が担うことを目指し、地域自治協議会の事務局職員、あるいは部会長などがコーディネーション力を高め、コーディネーター役を果たせるよう人材の育成に取り組みます。

（３）区の再編や見直しへの支援

庁内における「支援体制」による支援（地域自治協議会と連携）

① 区役員向けの学びの支援

- ・ **区長会・地域自治協議会・行政が連携した区役員向け研修の開催**

区が、今後の地域の変化に対応した区の運営や暮らしに関わる課題の対応に取り組んでいくため、区長会・地域自治協議会・行政が連携し、区役員を対象とした計画的な研修や学びの場を開催します。

- ・ **区役員向けの参考情報の収集・整理・提供**

区の役員が、今後の区の運営や暮らしに関わる課題の対応に取り組んでいくための「手引き」になるような参考情報を収集し、整理したものを区の役員に提供します。



② 区の活動継続に向けた組織づくりの支援

・ 区の活動への参加を広げるための組織づくり支援

区への加入や誰もが活動に参加しやすい組織づくり、多様な地域住民（子ども（中高生含む）・女性・若者・外国人市民・障害のある人・転入者など）の交流や受入体制づくりに向け、他地域の事例や工夫などの情報提供や助言を行います。

・ 区の見直し、負担軽減に向けた支援

高齢化を伴う人口減少による、区の組織・隣保・役・行事や日役の見直しが求められていることから、その見直しや負担軽減の手法について、情報提供や進め方の検討方法を提示するとともに、話し合いの場の支援を行います。

・ 周辺の区との連携、統合に向けた準備、検討、プロセスの専門的支援

今後、周辺の区との機能連携が必要となった場合は、地域支援の専門家と連携し、検討の進め方や方法などの情報を提供するとともに、それらに関する話し合いの場の支援を行います。

・ 行政からの依頼事項や事務書類等の改善

市から依頼している委員や事項について、区の実情に合わせて事務書類の簡素化を図るなど負担軽減につながる方法を検討します。

③ 区と地域自治協議会、市民活動等との連携・協働の支援

地域自治協議会が地域協働の中心として、市民活動団体やNPOと連携できる体制の構築に向けた支援を行います。また、区における課題を解決するために必要な連携体制の構築を検討します。

④ 将来の土地利用等を検討、整理するための専門的支援

将来を考えたときに、大きな課題となっている農地や山林、空き家などの管理方法について、専門的な助言を提供できるような体制を目指します。

（４）市民活動の支援 庁内における「支援体制」・地域自治協議会 両方による支援

① 市民活動のスタートアップ、参加支援

市民が得意なことを活かして活動を始めたり、興味のある活動に参加できる機会を設けます。また、スタートした活動が軌道に乗るよう、助言や情報の提供、学びの場の実施など適切な支援も行います。

また、生涯学習の推進に向けて、市民のスキルアップや学び合いの仕組みづくりを検討する



とともに、出前講座との連携や講師の紹介を行います。その他にも、市民活動の拠点として、既存施設の空きスペース等の活用を進めます。

② 人と人、人と地域をつなぐコーディネーション

市民の興味や学びたい、活動したいテーマ等によるネットワークづくりや、新しいコミュニティづくりの機会や場をつくり、活動する人と人をつないだり、関連する地域をつなぐ支援を進めます。具体的には、過去に実施された「あさごまちづくりカフェ」「Asago Labo」、現在の「あさご未来会議」のような場を想定してします。

③ 地域リーダーやコーディネーターの発掘、育成支援

地域のリーダーやコーディネーターとして活躍するまちづくり人材の発掘及び育成に取り組むとともに、「人財バンク制度」等、活動を先導する人材・コーディネーターを地域や区に派遣するための仕組みづくりを構築します。

④ 地域おこし協力隊による地域活動への支援

・ 地域おこし協力隊の任期中の活動支援

地域自治協議会と連携してまちづくりを担う重要な人材である地域おこし協力隊による地域活動を支援するため、隊員向けの研修、隊員の活動報告会、隊員同士の情報共有や連携、学びあいのためのミーティング、隊員の活動のPR等の支援を行います。また、隊員からの相談に個別に対応することにより、隊員が活躍しやすい環境を整えます。

・ 地域おこし協力隊の活動継続に向けた支援

地域おこし協力隊には、任期中から任期後も主体的に地域活動に取り組むことができる人材を選任するとともに、活動継続と定住に向けた支援を行います。

(5) 地域に合わせた支援、地域自治協議会との協働のための制度・体制の考え方

庁内における「支援体制」による支援

① 市から依頼している役

行政からの依頼役については、主に区、地域自治協議会、連合区長会に依頼していますが、今後は高齢化を伴う人口減少の影響により負担が増えることが予想されるため、依頼する役の必要性や配置人数について検討します。

② 市からの委託業務

行政から区や地域自治協議会に委託している業務については、業務の必要性や受託先の状況



を考慮して判断します。

③ 庁内横断連携体制の構築

- ・ 庁内における横断連携体制の構築

庁内の各部署において地域との連携や課題解決に必要な情報を共有するため、庁内に横断的な連携体制の構築を進めます。

- ・ 外部支援専門家の活用

外部支援専門家を活用することにより、区や地域自治協議会に対し専門的な支援ができる体制を構築します。

- ・ 職員を対象とした研修の実施

地域課題の解決に向けたスキルの習得や地域協働に関する知識を深めるため、職員を対象とした研修を実施します。

④ 地域住民による自治（区・地域自治協議会）と行政等との協働の支援

- ・ 市や関係機関と地域自治協議会との中間に入る支援

市や関係機関と地域自治協議会の間に入り、調整、相談への対応や、次世代の地域コミュニティの担い手を育てる視点から重要な「地域学校協働」に向けた地域と学校の連携の支援をできる体制の充実を進めます。

- ・ 市民とともに地域活動に取り組む市職員の育成、強化

市職員は、区や地域自治協議会へ積極的に参画します。また、市は市職員が市民とともに地域で活動する市職員の育成に向けて必要な研修を実施するとともに、学校教職員にまちづくりの方向性や地域での対話についての学びを深める機会を設けます。



5. 指針の周知、活用、見直しに向けた取組

(1) 指針の周知、共有

指針の内容について、庁内および関係機関に周知するとともに、庁内における「支援体制」を構築し、地域住民・区・地域自治協議会と共有する機会を設けます。

(2) 指針の内容の具体化

本指針の考え方に基づき、自治組織の関係性の実現に向けて常時検討を進めていくとともに、支援体制や暮らしに関わる課題の対応について具体化を図ります。

(3) 指針を活用した地域自治協議会の評価と確認

各地域自治協議会において、自治組織の関係性や地域自治協議会の在り方について本指針に基づく取組ができているかを確認し、取り組んでいることや今後取り組むべきことなどを把握するとともに、取り組み内容の改善を進めます。

(4) 指針に基づく取組の進捗管理

本指針は概ね10年後を想定した地域協働の姿を示しています。目指す姿、取り組むべき事項についてどの程度進んでいるか、定期的に進捗を把握し、課題や改善点を共有する機会を設けます（懇話会の定期開催等）。

(5) 指針の見直し

本指針の見直しは概ね10年を目安とします。ただし、本指針を運用するにあたり、地域の状況や社会情勢を踏まえ、見直しが必要となった場合は、その都度見直しについて検討します。なお、本指針の見直しについては、基本的に多様な市民の参画に基づき実施することとします。



今後 10 年を見据えた暮らしに関わる課題への協働による対応の考え方

～指針をもとに率先して協働で取り組んでいくこと～



6. 今後 10 年を見据えた暮らしに関わる課題への協働による対応の考え方

本章では、本指針検討に向けて実施した「小規模集落ヒアリング」において、共通して語られた4つの課題を、今後暮らし続けるにあたり特に対応が必要となる重要な課題としてその対応の考え方を手引的に示しています。これらは小規模集落に限らず、将来的にどの区や地域でも対応が必要となる重要な課題と考えられることから、市と地域住民が協働し、率先して取り組んでいく必要があります。

(1) 各課題に対する共通の考え方

本指針で示す「自治組織の関係性」や、「地域自治協議会の在り方」としての区・地域自治協議会・行政の補完関係を前提に、相互理解とそれぞれの役割を明確にした上で、暮らしに関わる課題に対応していくことが肝要です。

行政は区・地域自治協議会による地域住民の自治（共助）を補完、支援するとともに、生命や暮らしを守るための手立て（公助）を講じる必要があります。

区は暮らしに関わる課題に対応するため、これまで以上に周辺の区や関連する団体、関係人口等も含め、広く連携して取り組んでいくことが重要です。また、地域自治協議会は区が抱える暮らしに関わる課題に地域全体で対応し取り組んでいくために、対話や情報共有を丁寧に進めていくことが求められます。その上で、区民や課題に関係する組織や市民活動団体、関係人口と連携・協働し、暮らしに関わる課題に対応する事業や活動に主体的に取り組んでいくことが重要です。

(2) 各課題の現状と対応の考え方

① 災害時の安全確保

ア 現状・課題

区の状態（人口・世帯数・高齢化率等）や地理的特性にかかわらず、災害時の安全な避難場所や避難経路等の確保が必要となっています。共助が困難になりつつある中ではありますが、被害を最小限に食い止め、迅速に対応できる災害に強いまちを目指すため、地区防災計画を整備し、家族や地域、防災関係機関との連携を深め、自助・互助・共助・公助の意識の向上を図る必要があります。

また、災害対応は行政のみならず、そこに住む市民や地域等が一体となって進めていくことが重要であり、状況に応じた支え合いの環境づくりが課題となっています。そのために改めて個人情報保護に関する正しい理解のもと、住民相互の情報共有や関係性づくりが重要です。

全ての災害に対応できる避難所整備は現実的には困難であることを念頭に、個人が主体的に考えて行動することが重要であり、市民一人一人が自らの生命を守るための行動を最優先に取り組む防災意識の向上を推進していくことが必要です。今後は、災害時の安全確保についてどのような対策が可能か検討し、速やかに対策を進めることが求められています。



イ 今後の対応の考え方

市（公助）	・地域住民の自治による災害時の支え合いの体制づくりにむけた支援を行うための庁内の横断的な連携体制を構築します。特に福祉と防災が連携することにより、関係する部署や機関と情報を共有しながら支援を進めます。 ・民生委員児童委員のほか、地域住民全体で支え合う体制づくりに対して、社会福祉協議会等の福祉関係団体と協働し、支援を行います。 ・市民一人一人が「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取組を行うよう促すなど、自主防災意識の普及高揚を図るとともに、自主防災活動への参加を促します。 ・想定される災害に備え、一人一人が自ら考えた「避難行動に移るタイミング」、「避難方法」、「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ります。また、災害時の支え合いにむけて住民相互の情報共有を適切に行うため、個人情報の取り扱いについて、地域の理解を深めるように努めます。 ・市内各地区の特性を踏まえた地区居住者等による自主・自立的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定について推進を図ります。 ・災害発生時に的確な行動がとれるよう、災害に関する正しい知識、防災対応等について、自主防災組織の育成強化を図るとともに、女性や若者の参画促進に努めます。
地域自治協議会（共助）	・各区での災害時における共助の取組を進めるための情報提供や訓練・学びの場を提供します。また、地域の特性に応じた対応を充実させるとともに、若者の参画を図る取組を実施します。 ・区で避難支援や避難環境が確保できない場合に、複数の区が連携した災害時の対応や避難方法を確保できるように連携・調整を図ります。 ・防災に限らず、福祉教育、支え合いの意識・考え方を育む取組を行います。
区（互助・共助）	・区役員（区長・副区長等）、民生委員児童委員を中心に地域住民全体で支え合える体制づくりに努めます。また、個人情報保護法の趣旨を理解し、遵守したうえで、住民の支え合いに必要な住民情報の共有を進めます。 ・各区の福祉部会等支え合いの協議体（対話・話し合いの場）をつくり、災害時における共助の取組を進めるとともに、区の状況や特性に合わせた地区防災計画づくりを進めます。 ・各区が策定した地区防災計画に基づき、区の状況や特性に合わせた防災訓練を充実させます。



② 移動の支援

ア 現状・課題

中山間地域に限らずまちなかななどの店舗や病院が比較的近い場所も含めて、高齢者を中心に買い物や通院等の日常生活に必要な移動が困難な方に対する移動手段の必要性が高まっています。買い物については、民間の移動販売や個配等で利便性を確保している状況もありますが、利用がなければ、減便となっている現状もあります。

公共交通も同じく利用者が少なければサービスを維持できなくなる恐れがあるため、現状として移動に困っていない方もサービスを維持していくために積極的な利用が求められています。また、移動の課題は高齢者を中心に考えられがちですが、子育て世代や中高生等の移動がしにくい市民も含めた多角的な視点が必要となっています。

イ 今後の対応の考え方

市（公助）	・行政による外出支援・移動支援サービスの拡充を図るため、事業者との協働・連携体制の構築を進め、担い手である事業者の経営や人材不足を補完する支援を研究します。 ・デマンド型乗合交通の周知、利便性向上に努めます。 ・地域住民の共助による移動や買い物支援の取組について、区や地域自治協議会に助言等の支援を行います。 ・移動販売や個配などに取り組む民間事業者によるサービスの維持・継続、地域住民が利用しやすい環境づくりを支援します。
地域自治協議会（共助）	・デマンド型乗合交通や民間事業者による買い物サービス（移動販売やネット通販等）の利用方法の周知やサポート、利用促進を行います。 ・地域内（区や地域自治協議会）での移動や買い物などの相互の助け合いの仕組みや事業づくりを進めます。
区（互助・共助）	・区民同士で移動や買い物などの助け合いを進めます。 ・デマンド型乗合交通や買い物サービス・通販などの民間サービスの利用方法を地域住民同士で共有し、申請や注文を行うなどの助け合いの取組を進めます。



③農地・土地利用

ア 現状・課題

草刈り等の環境整備を含む農地の維持は限界に近づいているという声があります。個人・営農組合いずれにしても高齢化が進む中、農機の共有や若い人材の受け入れとともに、耕作を続ける農地の選別を進めていく必要があります。これは国が進める地域農業の将来の在り方を区や地域で定める地域計画策定の目的とも重なります。

小規模な区においては、体制を組むことも困難な状況が近づいており、農地をどのように整理するかなど土地利用方法を検討する必要があります。

イ 今後の対応の考え方

市（公助）	・区や地域ごとに地域住民が将来像について継続的に話し合い、可視化できるよう、必要な情報提供や話し合いの支援を行います。また、地域計画の策定に取り組めるよう支援を継続します。 ・農地に関する各種制度の利用や農地の将来像の検討について、広域的（地域自治協議会や営農組合）に取り組める支援を継続します。 ・農業の担い手を確保するための研修制度について、継続的に取り組みます。
地域自治協議会（共助）	・地域自治協議会で農地の将来像を可視化し、必要に応じて農地に関する各種制度（例えば、多面的機能支払交付金制度・交付金組織の広域化、農村型地域運営組織：農村 RM0、営農組合や農業法人への委託など）を活用しながら農地の管理を進めます。 ・農産物の広域的な栽培や情報の発信、また、地産地消に取り組みます。 ・区の減退に伴い困難になる草刈りや環境整備について、広域で取り組む体制や方法の検討を進めます。
区（互助・共助）	・区や地域ごとの農地の将来像を地域住民が継続的に話し合い、将来像を可視化するために必要な人材や体制、支援を検討するとともに、引き続き地域計画の策定を進めます。



④ 空き家対策・移住者の受け入れ

ア 現状・課題

状態の良い空き家については、空き家バンクや区で空き家の情報収集等に取り組むことで、移住者の受け入れにつなげていくことが求められています。一方で高齢化等により、空き家になることが予想される家屋も増えてきていることから、所有者が居住しているときから、空き家になった場合の管理方法を考えることが求められています。また、行政や区がそのことについて周知等の啓発に取り組むことが重要です。

住宅密集地については、老朽化すると、直ちに近隣の安全に影響を与えることから、より一層重点的な取組が求められています。

また、移住者の受け入れについては、移住者の生活スタイルやニーズが多様化している中で移住者が円滑に地域に馴染めるように行政と地域が連携した取組を継続することが重要です。

イ 今後の対応の考え方

市（公助）	・将来空き家になる可能性の高い家屋は、所有者が適切に対応できるように、福祉（高齢福祉）部署・関係機関、区や地域自治協議会と連携した情報の把握、啓発、相談などの取り組みを進めます。 ・空き家に関し総合的かつ専門的に相談できる窓口の機能強化について研究します。 ・空き家バンクに登録されている物件の状態や情報をよりわかりやすく提供できるように、空き家バンクへの登録基準や情報提供の基準について、研究します。 ・区や地域自治協議会と連携して空き家の状況を把握できる仕組みを検討します。また、空き家バンクに関する情報を地域自治協議会と共有できる方法を研究します。 ・移住者に必要となる情報の発信について、空き家バンクの活用方法を検討します。 ・定住希望者だけでなく、定住を前提としていない転入者に向けた情報の提供について研究します。 ・転入者向けの空き家改修に対する資金的補助を検討します。 ・市外からの転入者だけでなく、市内の転居者を対象とした空き家の購入や改修に必要な情報提供を研究します。
地域自治協議会（共助）	・空き家は個人の資産であるとはいえ、地域における生活環境にも影響します。そのため、空き家の適切な管理について、市や社会福祉協議会などと協働して啓発を進めます。



	・地域にある空き家の状態を見守る取り組みを進めます。 ・区と地域自治協議会が連携し、地域の空き家や将来空き家となる可能性が高い家屋の把握に努めます。また、その情報を市と共有しながら、空き家バンクへの登録を促すとともに、危険な空き家となる前の対策を所有者に促します。 ・転入されてきた方に、区の制度や慣わしなどについての情報提供の方法等を支援します。また、移住前の区や地域とのつながりづくりに努めます。
区 (互助・共助)	・区長や民生委員など、高齢者の見守り、支え合いに関わる住民と連携し、将来空き家となる可能性のある家屋を把握するとともに、所有者に対し今後の管理をどうするかについて声掛けを行い、必要に応じて市につなぎます。 ・区内の空き家所有者に移住や転入の希望者があることを伝えるなど、空き家所有者に対して情報を提供します。 ・地域自治協議会とともに、転入されてきた方に、区の制度や慣わしなどの情報を提供します。また、移住前の区や地域とのつながりづくりに努めます。



資 料 ～指針検討の経過～

朝来市地域コミュニティの在り方懇話会要綱

朝来市告示第 39 号

朝来市地域コミュニティの在り方懇話会要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

朝来市長 藤 岡 勇

朝来市地域コミュニティの在り方懇話会要綱

(設置)

第 1 条 市における地域コミュニティの在り方について、幅広い視野からの意見を求めるため、朝来市地域コミュニティの在り方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第 2 条 懇話会に意見を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政区及び地域自治協議会活動の在り方に関すること。
- (2) 地域自治包括交付金の在り方に関すること。
- (3) 地域自治協議会事務局体制の在り方に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 兵庫県地域再生アドバイザー
- (3) 但馬県民局多自然地域づくり専門官
- (4) 地域自治協議会に属する者
- (5) 区長会に属する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、この告示の施行後最初に開かれる会議の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第 5 条 懇話会に、座長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇話会の円滑な進行に務める。



3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、まちづくり協働部市民協働課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行のために必要な手続その他の準備行為は、この告示の施行期日前においても行うことができる。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和7年告示第44号)

この告示は、令和7年3月28日から施行する。



朝来市地域コミュニティの在り方懇話会 委員名簿

【委員】

区分（要綱第3条）	役 職	氏 名	備 考
学識経験者	東京都立大学法学部法学科教授	大 杉 覚	
兵庫県地域再生アドバイザー	NPO法人シミズシーズ代表理事	柏 木 登 起	役職は就任時のもの
但馬県民局多自然地域づくり専門官	但馬県民局多自然地域づくり専門官	衣 川 勇	
地域自治協議会に属する者	いくの地域自治協議会事務局長	小 島 公 明	
地域自治協議会に属する者	和田山地区地域自治協議会事務局長	松 原 敏 典	
地域自治協議会に属する者	粟鹿地域自治協議会事務局長	中 尾 盛 雄	
地域自治協議会に属する者	朝来地域自治協議会事務局長	池 野 正 幸	
区長会に属する者	朝来市連合区長会会長	山 本 正 之	役職は就任時のもの
公募による市民	公募による市民	天 野 あまね	
市長が必要と認める者	朝来市社会福祉協議会次長	習 田 良 子	

【事務局】

区分	役 職	氏 名	備 考
担当部課	まちづくり協働部長	一ノ瀬 智 至	
	まちづくり協働部市民協働課長	足 立 高 光	
	まちづくり協働部市民協働課副課長	坂 本 紀 昭	
	まちづくり協働部市民協働課課長補佐	山 木 慎 也	令和7年度
	まちづくり協働部市民協働課係長	高 階 進 吾	令和6年度
	まちづくり協働部市民協働課コミュニティサポーター	切 目 あずさ	令和7年度

【関係課】

区分	役 職	氏 名	備 考
支所、和田山地域振興課	生野支所課長	谷 田 雅 彦	令和6年度
	生野支所課長	夜 久 隆 亮	令和7年度
	まちづくり協働部和田山地域振興課長	足 立 高 光	市民協働課長兼務
	山東支所課長	小 西 秀 隆	
	朝来支所課長	足 立 尚 幸	令和6年度
	朝来支所課長	松 島 豊	令和7年度

【支援業者】

支援業者	特定非営利活動法人丹波ひとまち支援機構
------	---------------------



朝来市地域コミュニティの在り方懇話会 開催実績

第1回 令和6年5月20日（月） 朝来市役所本庁舎本館 4階 401・402 会議室	○副市長あいさつ ○委員等紹介 ○座長及び職務代理者の選任 ○報告事項 ・懇話会の概要について ・令和5年度小規模集落及び地域自治協議会ヒアリングの結果について ○協議事項 ・朝来市地域協働の指針たたき台について ・ワーキンググループの設定及び今後のスケジュールについて
第2回 令和6年8月26日（月） 朝来市役所本庁舎本館 4階 401・402 会議室	○報告事項 ・第1回懇話会の振り返りについて ・ワーキンググループからの報告 ○協議事項 ・朝来市地域協働の指針たたき台について ・今後のスケジュールについて
第3回 令和6年12月26日（木） 朝来市役所本庁舎本館 4階 401・402 会議室	○報告事項 ・第2回懇話会の振り返りについて ・ワーキンググループからの報告 ○協議事項 ・朝来市地域協働の指針たたき台について ・ワーキンググループを踏まえた指針の内容について ・指針の活用・周知・見直しに向けた取り組みの項目について ・今後のスケジュールについて
第4回 令和7年3月24日（月） 朝来市役所山東庁舎2階 第2・第3研修室	○報告事項 ・第3回懇話会の振り返りについて ・支援体制ワーキンググループからの報告 ○協議事項 ・朝来市地域協働の指針（案）について ・ワーキンググループ及び市役所内調整を踏まえた指針（案）の内容について ・パブリックコメントの実施について ・今後のスケジュールについて
第5回 令和7年9月19日（金） 朝来市役所本庁舎本館 4階 401・402 会議室	○報告事項 ・第4回懇話会の振り返りについて ・パブリックコメント実施報告 ・その他：朝来市議会一般質問 ○協議事項 ・朝来市地域協働の指針（最終案）について ・指針簡易版（案）について ・今後のスケジュールについて



朝来市地域コミュニティの在り方懇話会 ワーキンググループ開催実績

自治組織の関係性ワーキンググループ

【名簿】

役職等	氏 名	備 考
いくの地域自治協議会事務局長	小 島 公 明	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
朝来地域自治協議会事務局長	池 野 正 幸	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
朝来市連合区長会長	山 本 正 之	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
市民	池 田 清	
地域担当職員	水 野 華 音	奥銀谷地域自治協議会担当

【日程】

	日 時	場 所
第 1 回	令和 6 年 6 月 18 日（火）13：00～15：00	朝来市役所本庁舎本館 4 階 401 会議室
第 2 回	令和 6 年 7 月 29 日（月）13：30～15：30	朝来市役所本庁舎本館 4 階 401 会議室
第 3 回	令和 6 年 12 月 10 日（火）14：00～15：00	朝来市役所本庁舎本館 4 階 403 会議室

生活課題対応ワーキンググループ

【名簿】

役職等	氏 名	備 考
朝来市社会福祉協議会	習 田 良 子	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
公募による市民	天 野 あまね	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
山東町区長会会長	小 谷 豊 彦	
農業委員会委員長	石 原 武 美	
地域おこし協力隊	崎 山 皓 斗	栗鹿地域自治協議会配属
地域担当職員	岸 谷 依 子	与布土地域自治協議会担当

【日程】

	日 時	場 所
第 1 回	令和 6 年 6 月 24 日（月）10：00～12：00	朝来市役所本庁舎本館 4 階 401・402 会議室
第 2 回	令和 6 年 8 月 1 日（木）10：00～12：00	朝来市役所本庁舎本館 4 階 403 会議室
第 3 回	令和 6 年 12 月 12 日（木）10：00～12：00	朝来市役所本庁舎西館 2 階 201 会議室



地域自治協議会の在り方ワーキンググループ

【名簿】

役職等	氏 名	備 考
和田山地区地域自治協議会事務長	松 原 敏 典	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
粟鹿地域自治協議会事務局長	中 尾 盛 雄	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
但馬県民局多自然地域づくり専門官	衣 川 勇	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
生野町区長会会長	小 田 正 儀	
市民	小 谷 正 幸	
地域おこし協力隊	西 村 真 美	和田山地区地域自治協議会配属
地域担当職員	水 田 り お	大蔵地域自治協議会担当

【日程】

	日 時	場 所
第 1 回	令和 6 年 6 月 26 日（水）15：00～17：00	朝来市役所本庁舎本館 2 階 201 会議室
第 2 回	令和 6 年 7 月 31 日（水）15：00～17：00	朝来市役所本庁舎本館 2 階 201 会議室
第 3 回	令和 6 年 12 月 16 日（月）10：00～12：00	朝来市役所本庁舎本館 4 階 401 会議室

支援体制ワーキンググループ

【名簿】

役職等	氏 名	備 考
兵庫県地域再生アドバイザー	柏 木 登 起	朝来市地域コミュニティの在り方懇話会委員
兵庫県地域再生アドバイザー	中 島 英 樹	元地域おこし協力隊
朝来区長会会長	高 品 浩	
市民	大 槻 裕 人	
地域担当職員	種 谷 はるか	朝来地域自治協議会担当

【日程】

	日 時	場 所
第 1 回	令和 6 年 6 月 28 日（金）15：00～17：00	朝来市役所本庁舎本館 2 階 201 会議室
第 2 回	令和 6 年 8 月 7 日（水）15：00～17：00	朝来市役所本庁舎本館 2 階 201 会議室
第 3 回	令和 6 年 12 月 16 日（月）14：00～16：00	朝来市役所本庁舎本館 4 階 401 会議室
第 4 回	令和 7 年 2 月 13 日（木）14：30～16：30	朝来市役所本庁舎西館 2 階 201 会議室



朝来市地域協働の指針

発行年：令和 7 年 10 月

発行者：朝来市

連絡先：朝来市まちづくり協働部市民協働課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

電話：079-672-3301(代表) FAX：079-672-4041



朝来市



あなたはまちの未来

ASAGOiNG